

豊山町地域公共交通総合連携計画（第2次）策定調査業務委託 仕様書

I 業務委託名

豊山町地域公共交通総合連携計画（第2次）策定調査業務

II 業務の目的

豊山町では、想定以上の人口増加、空港利用者数の増加等を背景に、町内にネットワークを形成する各バス路線の利用者数は、一部の路線を除いて増加している。加えて平成26年度以降、空港隣接地に民間航空機生産・整備拠点となる事業所が立地し、数千人規模の人の流れが新たに生まれることが想定されている。

こうした状況変化を受け、今後の増加・多様化する豊山町民や来町者のニーズに対応するため、町内各バス路線の運行計画の見直しや路線新設の必要性が生じる可能性があるため、終期を迎える現在の連携計画に引き続き、平成26年度中に、新たな地域公共交通総合連携計画（第2次）を策定する。

そのために、豊山町の現況交通やニーズを適確に把握し、タウンバスを始めネットワークを形成する各バス路線の再編方針等を示し、交通事業者や地域住民等と協議・調整しながら総合連携計画（第2次）案をとりまとめる調査業務を委託する。

III 業務の概要

本調査業務の主な内容は、次のとおりである。

- ① 現況交通の分析
- ② 住民等ニーズの把握
- ③ 公共交通ネットワーク再編方針案の検討
- ④ 再編方針案にかかる住民意識調査の実施
- ⑤ 地域公共交通総合連携計画（第2次）案のとりまとめ
- ⑥ 地域公共交通会議の運営支援

IV 委託期間

契約締結日から平成27年3月20日（金）まで

V 委託場所

豊山町内及び関連バス路線沿線地域

VI 業務内容

1 現況交通の分析

- ・ 既存資料の収集・整理から、本町の人口動態、工場立地動向等の地域特性を整理・分析する。
- ・ 既往データや既存の地域公共交通実態調査（※1）結果等に基づき、本町の公共交通ネットワーク各路線の利用状況等現状を整理・分析する。
（※1 平成24年度に豊山町が実施した町内全バス路線の乗降調査・利用者アンケート調査）
- ・ 現在の地域公共交通総合連携計画の実施成果を分析する。

2 住民等ニーズの把握

- ・ 既存のアンケート調査（※2）結果等に基づき、住民・利用者等のニーズを分析・把握する。
（※2 平成24年度に豊山町が実施した町民2千人アンケート調査・全バス路線利用者アンケート調査）
- ・ 民間航空機生産・整備拠点の立地等に伴う公共交通ニーズについて、事業者ヒアリング等を通じて把握する。

3 公共交通ネットワーク再編方針案の検討

- ・ 上記1及び2の分析に基づいて課題を抽出し、デマンド交通も含めた新たな路線開設も視野に入れつつ、豊山町の公共交通ネットワーク各路線の再編方針案を、関係バス事業者等と連携しながら検討し、具体的な運行計画案を作成する。

4 再編方針案にかかる住民意識調査の実施

住民グループインタビューやアンケート調査等の手法により、再編方針案にかかる住民の意識調査を実施し、再編方針案等に反映させる。

(1) 住民グループインタビュー

- ・ 高齢者・子ども（中学生）・女性・福祉関係者等のカテゴリーごとのグループ（約10名）構成員に対して、インタビュー形式で聞き取り調査を行う。（各グループ1回）
- ・ グループの選定にあたっては、事務局と相談すること。

(2) アンケート調査等

- ・ 町内6つのバス路線で、調査員がアンケート調査票を乗車客に手渡し、後日郵送で回収する。
- ・ 対象者は200人とし、路線ごとの対象者数は、利用者数割合で按分する。
- ・ 町ホームページ、町広報を通じて、広く一般町民に意見照会を行う。

5 地域公共交通総合連携計画（第2次）案のとりまとめ

- ・ 再編方針案に基づき、年次ごとの実施計画を検討し、総合連携計画（第2次）案をとりまとめる。

6 地域公共交通会議の運営支援

- ・ 上記の調査過程の中で、都度協議を行う地域公共交通会議（4回を予定）の運営にかかる支援（協議資料の作成、会議での説明補助、パブリックコメント実施補助等）を行う。

Ⅶ 成果品

- | | | |
|------------------------------------|----|-----|
| (1) 報告書 | 1部 | |
| (2) 豊山町地域公共交通総合連携計画書（第2次）（A4判簡易製本） | | 30部 |
| (3) 豊山町地域公共交通総合連携計画書（第2次）【概要版】 | | 50部 |
| (4) 回収又は記入した調査票、アンケート調査票一式 | | |
| (5) 次のデータを収納したCD-R | | |
| ・ 報告書データ | | |
| ・ 調査結果の基本データ | | |
| ・ 集計・分析データ | | |

Ⅷ 事前提出書類

受託者は、本業務の実施に先立ち、以下の書類を作成し、承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務実施体制
- (4) 本業務実施計画書
- (5) その他豊山町が指示する書類

Ⅸ その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、町と十分協議を行い、必要事項について町の指示を受けること。
- (2) 本業務に必要な関係資料のうち、豊山町に関する関係資料については、町から受託者に貸与するものとし、受託者は、貸与された関係資料については責任をもって管理し、本業務完了後速やかに町に返却しなければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。